

令和3年6月16日

お知らせ

課名	生活衛生課
担当	小坂田・石故
内線	2677・2679
直通	226-7338

食中毒注意報を発令しました

最近の気温及び湿度の状況から食中毒の発生が危惧されるため、県は、本日付けで県内全域に食中毒注意報を発令しました。

食品関係事業者や県民のみなさんへ「食中毒予防の三原則」に注意して食品を取扱い、食中毒を予防するよう注意喚起を図ることにしましたので、お知らせします。

また、次の事項について重点的に取り組むことで、食中毒予防に努めます。

記

○実施事項

1 普及啓発

県内の各保健所が飲食店など食中毒の発生リスクの高い施設を対象に、食中毒の発生防止を啓発します。

2 注意喚起の方法

- ・マスメディアへの情報提供
- ・岡山県食品衛生協会等の関係機関等を通じた注意喚起
- ・食中毒予防啓発チラシの配布（2, 500枚）
- ・各保健所での啓発資材による注意喚起（懸垂幕、のぼり、パネル等）
- ・公用車での広報（車側面にマグネット等）
- ・市町村の有線放送、ケーブルテレビでの広報
- ・県庁ホームページによる広報

生活衛生課（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）

食中毒予防の三原則

1 『清潔』（菌を付けない）

- ・調理前、食事前、トイレ後には、手をよく洗いましょう。
- ・台所は、整理整頓し、常に清潔にしましょう。
- ・まな板、ふきん等の調理器具は、十分に洗浄・消毒を行いましょう。
- ・焼き肉をする時は、生の肉をつかむはしと食べるはしを使い分けましょう。

2 『迅速・冷却』（菌を増やさない）

- ・生鮮食品や調理後の食品は、できるだけ早く食べましょう。
- ・生鮮食品や調理後の食品を保存するときは、10℃以下で保存しましょう。（生食用鮮魚介類は、4℃以下で保存するよう努めましょう。）

3 『加熱』（菌をやっつける）

- ・加熱して食べる食品は、中心部まで十分に火を通しましょう。
- ・特に、食肉は中心の色が完全に変わるまで十分に火を通し、生食は避けましょう。

(参考資料)

最近の気温及び湿度の状況（令和3年）

月日 / 区分	日最高気温（℃）	日平均湿度（％）
6月12日(土)	24.2	86
6月13日(日)	27.0	80
6月14日(月)	29.1	75
6月15日(火)	29.7	77

(岡山地方気象台)

(備考)

- 1 は、気温及び湿度が食中毒注意報発令要領の発令条件に該当
- 2 発令条件の詳細は、別紙「令和3年度岡山県食中毒注意報発令要領」のとおり
- 3 食中毒注意報は、平成8年度から実施

(参考)

直近3年の発令日

平成30年度	平成30年6月12日
令和元年度	令和元年6月6日
令和2年度	令和2年6月7日